

記入例 (A3 3部用意)

(乙女) 字 削除  
(溪流) 字 加入

農地法第3条の規定による許可申請書

令和元年6月×日

十和田市農業委員会会長 殿

Table with 6 columns: 申請者, 住所, 職業, 氏名, 年齢, 連絡先. Includes entries for 貸人 (Ten和田市元町西五丁目○番○号) and 借人 (十和田市大字洞内字井戸頭○番地○).

下記農地(採草放牧地)について(使用貸借による権利)を(設定)したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。

(注) 不要の文字は抹消し、空欄には所要の権利及び設定、移転の別を記入してください。

届出者の氏名(法人の場合にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署する場合には、押印を省略することができます。

1 許可を受けようとする土地の所在等

Table with 7 columns: (市町村名), 大字, 字, 地番, 地目, 面積(m2), 所有者氏名(名称), 利用者氏名(名称), 利用権原. Includes a total row showing 2筆 and 1,400 m2 area.

2 契約の内容

Table with 5 columns: 権利を移転又は設定しようとする時期, 対価(円), 賃借料(円), 契約期間, 備考. Shows a 5-year lease for use.

3 借人又はその世帯員等が、現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の状況

Table with 9 columns: 所有地(自作地, 貸付地), 非耕作地(所在・地番, 面積, 状況・理由), 使用収益権を有する土地(自作地, 非耕作地). Shows 8,000 m2 of agricultural land and 800 m2 of pasture.

4 借人又はその世帯員等の権利取得後における経営面積の状況

- (1) 権利取得後において耕作の事業に供する農地の面積の合計 = 11,000 + 1,400 = 12,400 (m2)
(2) 権利取得後において耕作又は養畜の事業に供する採草放牧地の面積の合計 = (m2)

(乙女) 字 削除  
(溪流) 字 加入

5 借人及びその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況

(1) 作付(予定)作物、作物別の作付面積

Table with 5 columns: 作付(予定)作物, 田, 畑, 樹園地, 採草放牧地. Shows 800 m2 of rice and 600 m2 of soybeans.

(2) 大農機具又は家畜

Table with 3 main columns: 確保しているもの, 導入予定のもの, 大農機具(トラクター, 田植機, コンバイン, トラック, ねぎ播種機), 家畜.

(3) 労働力の状況等

Table with 8 columns: 農作業に従事する者の氏名, 年齢, 性別, 権利取得者との関係, 職業, 農作業への年間従事日数, 備考. Includes family members and seasonal/contract workers.

6 周辺農地との関係

権利を取得しようとする者又はその世帯員等の権利取得後における耕作又は養畜の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農地又は採草放牧地の周辺の農地又は採草放牧地の農業上の利用に及ぼす影響を記載してください。

(例) 申請地において予定している作付作物及び耕作内容は、周辺農地において行われているものと同種であり、周囲に及ぼす影響は無いと思われる。

指令第 号

農地法第3条第1項の規定により上記申請のとおり許可します。

年 月 日

十和田市農業委員会会長 杉山 秀明

記入例  
(A3 3部用意)



字 削除  
字 加入



字 削除  
字 加入

使用貸借契約書

貸人および借人は、農地法の趣旨にのっとり、この契約書に定めるところにより使用貸借契約を締結する。

この契約書は、2通作成して貸人及び借人がそれぞれ1通を所持し、その写1通を十和田市農業委員会（以下「農業委員会」という。）に提出する。

令和 元 年 6 月 × 日

貸人（甲）（住 所） 十和田市元町西五丁目〇番〇号

（氏 名） 十和田湖 おとめ

借人（乙）（住 所） 十和田市大字洞内字井戸頭〇番地〇

（氏 名） 溪流 さんさく



1. 使用貸借の目的物

甲は、この契約書に定めるところにより、乙に対して別表記載の土地その他の物件を使用させる。

2. 貸借の期間

- (1) 貸借の期間は、許可日から 年 月 日 までの 5 年間とする。
- (2) 貸借期間満了前に乙に事故ある時（民法第599条）は、貸借が消滅する。

3. 転貸又は譲渡

乙は、転貸又は譲渡について、本人又はその世帯員が、農地法第2条第2項に掲げる事由により目的物を耕作することができない場合に限って、一時転貸することができる。

その他の事由により転貸し、又は譲渡する場合には、甲の承諾を得なければならない。

4. 経常費用

- (1) 目的物に対する租税は、甲が負担する。
- (2) 農業災害補償法に基づく共済掛金は、乙が負担する。
- (3) その他目的物の通常の維持保存に要する経常費用は、乙が負担する。

5. 契約の変更

契約事項を変更する場合には、変更契約書を作成し、かつ、農業委員会に通知しなければならない。

6. その他

この契約書に定めのない事項については、甲乙が協議して定める。

別表1 土地その他の物件の目録等

(市町村名)	十和田市		地 目		面 積 ( $\text{m}^2$ )	所 有 者		利 用 者	
	大 字	字	地番	登記簿		現 況	氏名 (名称)	氏名 (名称)	利用権限
元町西五丁目			1番×	田	畑	800	十和田湖 おとめ	十和田湖 おとめ	所有権
洞内	井戸頭		2番×	田	畑	600	十和田湖 おとめ	十和田湖 おとめ	所有権
計				2	筆	1,400	$\text{m}^2$		